

利用分量割戻しと出資配当についての公告

2025年6月17日

京都生活協同組合

2025年6月17日第61回通常総代会が開かれ、利用分量割戻しならびに出資配当について議決しました。定款第83条第5項ならびに第84条第4項に基づき、下記のとおりお知らせします。

記

1. 利用分量割戻しならびに出資配当を受ける組合員資格

2024年度末（2025年3月20日）に出資金現在高を有する組合員で、第61回通常総代会当日（2025年6月17日）に在籍している組合員であること。

2. 利用分量割戻

①宅配事業における利用分量に応じて、割戻を行う。

※店舗・夕食サポート・コープでんき・くらしと生協・ギフトは対象外

②利用対象期間 2024年3月21日～2025年3月20日

③割戻率 0.40%

④利用分量割戻金は2025年6月17日付で出資金に振替させていただきます。

3. 出資配当

①事業年度内における組合員の払込済出資額に応じて行う。

②出資配当率 0.30%

③定款第85条により出資配当に10円未満の端数が生じたときは、切捨てるものとし、各組合員の出資配当金に源泉所得税(20.42%)徴収後の金額を2025年6月17日付で出資金に振替させていただきます。

4. 払い戻し

利用分量割戻しならびに出資配当の払い戻しを請求されるときは総代会の終了の日から6ヵ月を経過する日までに出資証書を呈示し、生協所定の申請用紙を提出してください(払い戻し方法は金融機関口座振込とし、上記請求のあった日から14日以内に行います。なお、総代会の日から6ヵ月を経過する日までに請求がない時は、出資金に振り替えることに同意を得たものとします)。

出資金増強および振込手数料の費用負担を軽減するために出資金への振替にご協力いただきますようお願いいたします。

5. 組合員へのお知らせ

組合員ごとに、「出資配当金出資金現在高と利用分量割戻金のお知らせ」を作成します。宅配ご利用の方へは7月7日以降の商品配達時にお渡しします。店舗所属の方と宅配ご利用の一部の方へは7月16日以降に投函し郵送でお届けします。

以上

掲示期間 2025.8.17 まで